

国際ロータリー第 2580 地区ローターアクト 地区ローターアクト代表エレクト選出規定

第 1 条 目的

この選出規定は地区ローターアクト代表エレクト(以下、代表エレクト)を選出するにあたり、円滑な運営を目的に定めるものとする。

第 2 条 就任期間

代表エレクトに選出された会員は、翌年度の 7 月 1 日より地区ローターアクト代表(以下、地区代表)に就任し、1 年間その任を務めることとする。但し、後任者が選出され就任するまでの期間は、その任に留まるものとする。

第 3 条 地区ローターアクト代表選挙管理委員会の設立

当該年度の地区代表は地区ローターアクト選挙管理委員会(以下、委員会)を設立し、代表選出は委員会にて行う。また、委員長は直前地区ローターアクト代表が就任することとする。

第 4 条 就任資格

1. 地区代表就任時点で、地区内ローターアクトクラブ(以下、各クラブ)にて 2 年以上の在籍期間を有している会員であり、且つ地区役員・クラブ会長・クラブ幹事のいずれかを務めた会員であること。

第 5 条 代表エレクト選出に関して

代表エレクトの選出は立候補若しくは推薦にて選出する。

1. 立候補者を第 6 条に沿って公募し、代表選挙を行うこととする。
2. 立候補者がいない場合、第 7 条に沿って代表推薦を行うこととする。

第 6 条 代表立候補

(1) 立候補資格

1. 立候補する会員は、第 4 条の資格を保有する会員のみとする。
2. 立候補する会員は、事前に提唱ロータリークラブ及び所属クラブの承認を得なければならない。
3. 立候補者は、各クラブより同年度 1 名までとする。

(2) 選挙日の日程

1. 選挙の日程は、適切な方法で各クラブに公示を行う。
2. 選挙日程の公示から立候補締切日まで、1 ヶ月以上の期間を設けなければならない。
3. 投票日は立候補締切日から、1 ヶ月を経過した後でなければならない。

(3) 選挙期間

各クラブに立候補の公示後、立候補した会員は、地区ローターアクト代表ノミニー(以下、代表ノミニー)として活動を行う。

1. 選挙期間は、前項1.の公示から、投票日の前日までとする。
2. 立候補者は、選挙期間内に、地区代表になった際のビジョン(目的・目標・活動内容など)を会員に対して周知するように努めなければならない。

(4) 投票及び当選者

1. 投票権は、各クラブが 1 票、選挙時点での地区代表が 1 票、地区青少年奉仕委員長が 1 票、地区ローターアクト委員長が 1 票とする。また、期日前投票も有効とする。
2. 投票は無記名投票にて提出する。
3. 有効投票数の過半数を得られた立候補者を当選者とする。

4. 立候補者が1名の場合も、前項(3)の規定に準じて信任投票を行う。
5. 当選者を代表エレクトとする。

(5) 再投票及び再選挙

1. 3名以上の立候補者に対する投票において有効投票数の過半数を得られなかった場合、上位2名の再選挙を行ない、得票数の最も多い会員を当選者とする。
2. 1.の通り再選挙を行ったとしても当選者が決まらない場合、地区内全会員にて再投票を行い、投票数の最も多い立候補者を当選者とする。
3. 立候補者が1名にて、信任投票を得られなかった場合、第7条に沿って地区代表の推薦選出を行う。

第7条 代表推薦

(1) 推薦方法について

1. 推薦方法は当該年度の委員会に一任するが、事前に各クラブに推薦方法を公示したのちに行わなければならない。
2. 推薦される会員は、第4条の資格を保有する会員のみとする。

(2) 受任者

1. いかなる推薦方法であっても、被推薦者の意向を尊重するものとし、承諾を得られた場合のみ受任となる。
2. 推薦を受け、代表ノミニーの任を受任する会員は、提唱ロータリークラブ及び所属クラブの承認を得なければならない。
3. 1.2.を満たし被推薦者が承諾した場合、地区代表の承認をもって受任者とし、委員会は地区内に適切な方法で受任者の公示を行わなければならない。各クラブに公示後、受任者を代表ノミニーとする。

(3) 代表エレクト承認方法

1. 会長幹事会若しくは地区年次大会にて信任投票を行い、有効投票数の過半数を得られた場合、代表エレクトとして就任する。
2. 投票権は、各クラブが1票、信任投票時点での地区代表が1票、地区青少年奉仕委員長が1票、地区ローターアクト委員長が1票とする。また、期日前投票も有効とする。
3. 信任投票が得られなかった場合、改めて推薦選出を行う。

第8条 代表エレクト就任後

立候補若しくは推薦で代表エレクトとなった会員は、当該年度の地区役員として活動を行う。

第9条 改正

本規定の改正は、会長幹事会において、各クラブが1票、投票時点での地区代表1票の投票権に基づいて投票を行い、投票権総数の3分の2以上の承認を得て行うことができる。

以上

選定

1994-1995年度(国際ロータリー第2580地区 地区代表ノミニー選出規定)

2015年8月25日(地区ローターアクト代表選挙細則)

改正

2017年12月17日(地区ローターアクト代表選挙細則) ●第6条3項

2019年9月29日 ●大改正・統合

2019年12月21日 ●第4条(1)廃止